

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	Bondan Widyatmoko
論文題目	The Implementation of Indonesian Sustainable Palm Oil Certification (ISPO): Opportunity for Inclusion of Palm Oil Smallholder in Riau Province (インドネシア持続的アブラヤシ認証制度 (ISPO) ーリアウ州アブラヤシ小農包摂のための機会ー)		
(論文内容の要旨)			
<p>東南アジアは環境問題において世界の中でも重要な地域の一つであり、アブラヤシプランテーションは環境破壊の主要な原因であるとして批判されてきた。アブラヤシの最大の生産国であるインドネシアのアブラヤシ生産は常に批判的になってきた。これらの批判に答えるため、インドネシア政府は、2011年にインドネシアの持続可能なアブラヤシ認証制度 (Indonesian Sustainable Palm Oil、以下、ISPO) を制定し、さらに2015年には制度改訂をおこなった。</p> <p>このISPO成立の背景となったアブラヤシ生産はどのように展開し、その問題点とは何であろうか。また、ISPO成立の経過はどのようであり、どのようにアブラヤシ生産の問題点を改善するのでであろうか。さらに、ISPOはどのように運営され、特に重要な小農をどのように包摂するのか、またその過程で生まれる問題点と解決方法はどのようであろうか。</p> <p>これらの問題を研究対象にする本論文は以下の構成である。</p> <p>第1章は、インドネシアのアブラヤシ問題や、認証制度の背景を述べ、その後、研究の目的、研究の枠組みと仮説、研究の重要性、調査地域の概要説明、方法論および本論文の構成を述べた。</p> <p>第2章は、インドネシアのアブラヤシ栽培の拡大とこれを支えたトランスマイグレーション (島嶼間移住) 政策について述べ、1998年までの世銀主導の伸長期と、1998年以降のインドネシア政府や地方政府主導による展開について述べた。そして、その一つの帰結として、トランスマイグレーションでスマトラに移住した農民と、その土地にもともと住んでいる農民との間の土地問題が生まれることになった経緯を述べた。</p> <p>第3章は、ISPO制度の成立過程について述べた。2009年のヨーロッパ連合再生可能エネルギー指令 (EU-RED) は、EUにおける再生可能エネルギー発展の指針を定めた。インドネシアのアブラヤシ油は、EUにおける再生可能バイオエネルギー開発に用いられたが、一方、環境団体等はインドネシアやマレーシアにおけるアブラヤシ栽培のもたらす森林減少や環境破壊に対する批判を強めた。この批判にこたえるため、インドネシア政府はISPO制度を創設した。ISPOによる認証のためには、農園登録証 (STDB) の取得が義務付けられ、このSTDBによってアブラヤシ生産者が特定できるシステムの確立が目指された。</p>			

第4章は、インドネシアにおけるアブラヤシ持続的生産を可能にする手段としてのISPOについてその制度を詳細に論じた。ISPO取得のため、企業や小農はアブラヤシ栽培技術指針を守ること、土地利用基準、環境基準や労働基準を守ることが必要となった。アブラヤシ企業はISPOの取得が義務付けられたが、小農はその取得が自由選択であった。アブラヤシ小農生産の制度化・合法化のための最大の障壁は土地問題であり、また農園登録証取得問題であった。アブラヤシ小農は、基本的にインフォーマルセクターにあって土地権は慣習法に基づいており、政府の発行する土地証を持つことがない。この事情が、小農がISPOを取得しようとする際に大きな障壁になることを指摘した。

第5章は、小農がISPOを取得するケーススタディである。Rimba Polon住民のアブラヤシ農地は、アブラヤシプランテーション企業がもつ長期事業用益権地の中にあり、企業と住民の間には土地権をめぐる争いが存在する。この小農の土地権獲得のためには、小農が慣習集落を形成していることを証明して慣習共同体処分権を得る道が考えられたが、実際にはこの集落住民のエスニシティ構成も多様化しこの手段をとることは困難であった。この小農のISPO取得は、地方政府も推進するパイロットプロジェクトであるため、地方政府もこの小農のアブラヤシ栽培の合法化・公式化のための方策を考案し、その結果生み出された政策はエンクラ（英語ではenclave）と呼ばれ、当該住民にのみ飛び地のように住民に対して土地権と土地証書を付与しようとする政策であった。これにより問題解決の道筋が示されることになった。

第6章は、トランスマイグレーションでスマトラにやってきた住民のアブラヤ栽培地におけるISPOの導入過程を論じた。この場合も、土地問題がネックになった。すなわち、トランスマイグレーション政策のもとで移住した住民には本来土地所有権地が与えられているが、その地はゾウの被害があるため、住民は他の土地を耕作している。ここで編み出された方策は、PIR（中核—プラズマ）システムの中核である近隣農園企業の土地との交換であった。このプロセスにより住民は土地所有証書と農園登録証を得るプロセスが開始された。農民がこれらの証書を得ると銀行からの信用取得も可能になるのであった。

第7章は、結論を述べた。